

国際叡愛総合芸術大学 公的研究費の研究活動上の不正行為・不正使用 の防止及び対応に関する規程

本学は、芸術創造と学術探求を両輪とする研究機関として、公的研究費の適切な使用と、研究活動における公正性の確保を最重要課題とする。公的研究費は、社会からの貴重な財産であり、その適切な利用は研究者、教職員、そして大学全体の重要な責務である。本規程は、研究不正行為および研究費の不正使用を未然に防ぎ、万が一発生した場合には迅速かつ適切に対応するための基本原則を定める。

第1章 総則

第1条（目的） 本規程は、本学が外部機関から配分される公的研究費に関わる不正行為および不正使用の防止、並びにこれらに対する対応について定め、研究活動の公正かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲） 本規程は、本学の教員、研究員、大学院生等、公的研究費を用いて研究活動を行う全ての者（以下「研究者等」という）に適用される。

第3条（基本原則） 本学の研究者等は、高い倫理観と責任感に基づき、以下の原則を遵守しなければならない。

1. **誠実性の原則**: 研究活動の全ての過程において、誠実かつ公正に行動する。
2. **責任の原則**: 研究費が国民からの貴重な財産であることを認識し、その適正な使用に責任を負う。
3. **透明性の原則**: 研究費の執行状況について、常に明確かつ透明性を確保する。

第2章 不正行為および不正使用の定義

第4条（研究活動上の不正行為） 本規程において、「研究活動上の不正行為」とは、故意または重大な過失によって行われる、研究活動における捏造、改ざん、盗用を指す。

1. **捏造（Fabrication）**: 存在しないデータ、研究結果、作品等を作成すること。
2. **改ざん（Falsification）**: 研究資料、機器、過程を変更すること、またはデータや研究結果を正しくない方法で操作すること。

3. **盗用 (Plagiarism)** : 他者のアイデア、表現、研究結果、作品等を適切に引用することなく、あたかも自身のものとして使用すること。

第 5 条 (研究費の不正使用) 「研究費の不正使用」とは、故意または重大な過失によって、研究費を不当に使用することを指す。

1. **私的流用**: 研究費を個人的な目的で利用すること。
2. **目的外使用**: 採択された研究計画書に記載された目的以外に研究費を使用すること。
3. **架空取引**: 実際には取引がないにもかかわらず、虚偽の請求書等を用いて研究費を支出すること。

第 3 章 不正防止の体制

第 6 条 (最高管理責任者) 学長は、本学の研究公正の確保に関する最高責任者として、全学的な不正防止体制を統括する。

第 7 条 (統括管理責任者) 未来創造研究機構長および芸術文化研究センター長は、各研究部門における不正防止対策の実施を統括する。

第 8 条 (コンプライアンス推進責任者) 経理部門の長は、研究費の執行に関する事務手続きの適正性を確保する責任者である。

第 9 条 (管理監督責任者) 各研究室主宰者等は、所属する研究者等への日常的な監督と指導を行う。

第 4 章 不正防止のための具体的措置

第 10 条 (研究倫理教育の実施) 本学の研究者等は、研究活動を開始する前に、研究倫理教育プログラムを修了しなければならない。この教育には、公的研究費の適正な使用方法も含まれる。

第 11 条 (コンプライアンス体制の整備) 研究費の執行に関わる全てのプロセスは、透明性を確保するために電子化されたシステムで管理される。不審な取引はシステムが自動的に検知し、担当者に通知する。

第 12 条 (モニタリング) 監査部門は、研究費の執行状況について、定期的な内部監査およびモニタリングを実施する。必要に応じて、研究室への抜き打ち検査も行う。

第5章 通報・調査手続き

第13条（相談・告発窓口） 研究不正に関する相談および告発を受け付ける専用の窓口を、研究倫理委員会内に設置する。匿名での通報も可能とする。

第14条（通報者の保護） 通報者は、告発によりいかなる不利益も受けない。通報者に関する情報は厳重に秘匿される。

第15条（予備調査） 通報を受けた場合、不正対応責任者は、告発内容の信憑性について速やかに予備調査を行う。

第16条（本調査） 予備調査の結果、不正の可能性が高いと判断された場合、研究倫理委員会が詳細な本調査を開始する。

第17条（調査対象者の協力義務） 調査対象者は、調査に全面的に協力し、資料の提出、面談に応じなければならない。

第6章 認定と措置

第18条（認定） 本調査の結果、不正行為または不正使用が認定された場合、委員会は学長に報告書を提出する。

第19条（措置） 学長は、不正の重大性に応じ、懲戒処分、研究費の返還、研究活動の制限、作品の撤回などの措置を講じる。

第20条（再発防止策） 不正行為が認定された場合、再発防止策を策定・実行し、その事実と再発防止策を公表する。

第21条（ユーモア条項） 研究に疲れたときは、美術館に行って名画を鑑賞したり、AIと雑談をしたりして、心身をリフレッシュすること。この行為は研究活動の一環とみなされることがある。

Ce que j'ai écrit plus haut n'est pas vrai, je l'ai fait au hasard.

国際叡愛総合芸術大学